

令和4年第16回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第2号）を除く

令和4年第16回教育委員会会議

1 日 時 令和4年9月20日(火) 13時30分～13時45分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
委 員	中 野 倫 仁
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長	木 村 良 彦
学校施設担当部長	池 田 秀 利
学校教育部長	長谷川 正 人
児童生徒担当部長	廣 川 雅 之
教職員担当部長	三戸部 文 彦
中央図書館長	矢 萩 英 美
総務課長	前 田 憲 一
庶務係長	上 野 千 沙
書 記	福 山 雄 基

4 傍聴者 3名

5 議 題

議案第1号 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則
の一部を改正する規則案について

議案第2号 課長職以上の人事について

【開 会】

- 檜田教育長** これより、令和4年第16回教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議録の署名は、石井知子委員と道尻豊委員にお願いいたします。
本日の議案第2号は人事に関する事項でございます。
教育委員会会議規則第14条第2号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

- 檜田教育長** それでは、議案第2号は公開しないことといたします。

【議 事】

- ◎**議案第1号** 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案について

○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。議案第1号「札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案について」です。事務局から説明をお願いします。

○**生涯学習部長** 生涯学習部長の木村です。私から議案第1号について、説明いたします。

まず、本規則案は、教育委員会において任用されている会計年度任用職員の勤務条件について定められている「札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則」の一部を改正するため提出するものです。

改正内容は大きく分けて二つあり、「子育て参加休暇の対象期間の拡大」と「その他の規定整備」となります。

それでは、議案書にインデックスで「資料」と付けられたページをお開きください。こちらに沿って説明させていただきます。

まず、「第1 子育て参加休暇の対象期間の拡大」をご覧ください。育児休業等に関する法律が改正され、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置を一体的に講じることとなりました。これに併せて、国は国家公務員における常勤職員、非常勤職員ともに育児参加のための休暇の対象期間を、現行の「産後8週間を経過する日まで」から「子が1歳に到達する日まで」に拡大することとし、令和4年10月1日から施行されることとなりました。

また、これに伴い国は、地方公務員においても育児参加のための休暇の対象期

間を拡大するための所要の措置を講じるよう求めていたところです。

それを受け、札幌市においても、国と同様に子育て参加休暇の対象期間が拡大されることとなり、教員は本市の常勤職員に係る規則を準用しているところ、会計年度職員については各任命権者が規定改正する必要があるため、教育委員会が任用する会計年度任用職員における子育て参加休暇の対象期間を拡大する改正を行うものです。

次に「第2 その他の規定整備」をご覧ください。

本市会計年度任用職員の病気休暇日数については、在職期間や、1週間当たりの勤務日の日数等に応じて定めています。この区分について、週の所定勤務日数は少ないものの、1日当たりの勤務時間が長く、週の所定勤務時間が週5日勤務の職員と変わらないような職員は週5日勤務職員と同様の病気休暇日数とする運用としていたところです。この取扱いについて規定上も明確にするため、備考欄に「この表において、「週5日以上」には、1週間当たりの勤務日の日数が4日以下で、かつ、1週間当たりの勤務時間が29時間以上である場合を含むものとする。」と明記する規定整備を行うものです。

また、いわゆる「骨髄バンク登録休暇」の要件を定める別表4の15の項において、常用外漢字の字句修正及び文末に句点を追加する規定整備を行うものです。

なお、市長部局において同様の内容で改正済みとなっております。

以上規則案の概要をご説明しましたが、この規則案の施行期日は令和4年10月1日としております。

規則案の内容等につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**石井委員** 育児休業に関する意見です。育児休業を取得しやすい職場の雰囲気づくりを引き続きお願いしたいと思います。やはり、育児休業取得の心理的なハードルがすごく高いという話も聞きますので、取得に対する心理的なハードルを下げるような雰囲気づくりをお願いしたいと思います。

また、最近「とるだけ育休」という言葉が子育て世代で話題になっているんですが、「とるだけ育休」というのは育休を取得したパートナーが、その期間中に家事や育児をしないことに対する不満や悩みを打ち明ける際に使われる言葉で、

実際に私の周りでも、家事が増えるためパートナーに育休を取ってもらいたくないですとか、収入が減ってしまうといった声があります。あとは、育休取得よりも、休みたいときに気兼ねなく休めるような雰囲気にしてほしいというような声もあります。働いている人とその家族が幸せになるための手段が育休なのであれば、その家族ごとに最適な育休の取り方がそれぞれあると思いますし、取得すること自体が目的になってはいけないのではないかなと考えております。どうしても育休の取得率が注目されがちですが、是非、取得期間中の質にも着目していただきたいなと思います。これから育休の取得率がデータ化されていくと思いますが、その際に、例えば、育休期間中をどのように過ごしたかですとか、その家族にも話を聞いてみるなど、質の向上に向けた職場の雰囲気づくりを是非お願いしたいと思っています。私からは以上です。

○生涯学習部長 今お話がございましたとおり、育児休業も含め、休みを取りやすい職場環境づくりを引き続き検討してまいりたいと思います。

また、より実効性がある育児休業取得となるよう、教育委員会としても検討していきたいと考えています。

○石井委員 はい。是非お願いいたします。パートナーが出産準備に入った段階で職場に相談しやすい雰囲気ですとか、出産や育児に関する情報を共有しやすい雰囲気づくりを是非お願いしたいと思います。

○檜田教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

○道尻委員 新旧対照表を拝見していたんですが、読み替え規程がここまで複雑だとわかりにくいのかなと感じました。今後、可能であれば、できるだけわかりやすい規程にした方がみなさんも活用しやすくなるのではないかと思います。

○檜田教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号については提案どおり決定させていただきます。

○**檜田教育長** 議案第2号は非公開といたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下 非公開